

鳥羽市宿泊税特別徴収事務報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、市が予算の範囲内で特別徴収義務者に対し宿泊税特別徴収事務報償金（以下「報償金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報償金の交付の対象となる者は、鳥羽市宿泊税条例（令和7年条例第17号。以下「条例」という。）第6条に定める特別徴収義務者とする。

(報償金額)

第3条 報償金額は、条例10条第1項に規定する申告納入期限までに納入された納入金額の合計額に100分の2.5を乗じて得た額（この額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(過誤納金等の取扱い)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、これらに係る差額を加算し、又は控除した額により前条の算定を行うことができる。ただし、当該差額を加算は、当該差額に係る宿泊税が申告納入期限までに納入されたときに限るものとする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第17条の規定により過誤納金を還付したとき。

(2) 法第733条の14第2項の規定により修正申告書が提出されたとき。

(3) 法第733条の16の規定により税額が更正されたとき。

2 市長は、法第733条の18第1項の規定による過少申告加算金又は法第733条の19第1項の規定による重加算金を徴収すべき事由があると認めるときは、交付金の全部又は一部を交付しないことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。